



令和2年3月1日 第5号
佐野市復興推進本部
電話番号：25-8513

〇り災証明書申請受付について

り災証明書の新規申請は、令和2年3月31日までをお願いいたします。なお、期日以降の新規申請につきましては、ご相談ください。

- ▶相談・受付場所、問合せ先
- ①市民課（市役所1階） 電話：20-3019
 - ②田沼行政センター 電話：61-1124
 - ③葛生行政センター 電話：86-4713
- ※各支所においても受付をいたします。

〇り災証明における家屋の再調査について

台風第19号の災害に係る被害認定は、第1次調査（外観目視や浸水深による調査）を行い、被害程度（全壊・半壊等）を判定していますが、申し出があった場合は、第2次調査（建物内部への立ち入り調査）および必要に応じて再調査を実施いたします。

なお、再調査の申し出につきましては令和2年3月31日までをお願いいたします。期日以降の申し出につきましては、ご相談ください。

- ▶問合せ先 資産税課（市役所2階）電話：20-3009

〇被災された方の国民健康保険、後期高齢者医療保険の取扱いについて

台風第19号で被災された方が、医療機関等で診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の①～⑤のいずれかに該当する旨の申告を行えば、窓口での支払いが不要になります。

また、既に医療機関等に一部負担金を支払った場合、佐野市役所の窓口申請を行うことで、支払った額の還付が受けられます。

- ▶対象者
- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ▶対象期間 令和元年10月12日～令和2年3月31日までの診療分
※令和2年4月以降の診療分が対象となるかは、国からの通知があり次第
佐野市ホームページでお知らせします。
- ▶申請期限 診療を受けた日の翌日から2年以内
(例) 令和元年10月12日に診療 → 申請期限：令和3年10月12日まで
- ▶対象外の医療費
- ・入院時の食事療養および生活療養に係る標準負担額
 - ・柔道整復師（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師・きゅう師による施術料、治療用装具作成料などの療養費
- ▶問合せ先
- 国民健康保険 医療保険課国保係（市役所2階） 電話：20-3024
後期高齢者医療保険 いきいき高齢課長寿医療係（市役所1階） 電話：20-3021
- ※一部の健保組合・国保組合も免除される場合がありますので、詳細は各組合にお問い合わせください。

〇被災住宅の応急修理について

引き続き、被災住宅の応急修理について受付を行っております。応急修理のお申込みを予定されている方はお早めに申請をお願いいたします。

- ▶問合せ先 建築住宅課（市役所5階）電話：20-3103

○被災家屋等の公費解体または解体費用の償還の申請受付について

被災家屋等の公費解体及び解体費用の償還申請受付について令和2年3月31日（火）までとなりますので、申請がお済でない方におかれましては、お早目に申請をお願いいたします。

なお、期限までに申請が間に合わない場合はご相談ください。

①公費解体制度・・・被災した家屋等について、被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が公費で解体・撤去を実施します。

②自費償還制度・・・市が公費解体に着手する前に所有者等が自ら解体・撤去に着手した場合に市が定めた限度額の範囲内で費用の償還を実施します。限度額を超えた分の費用は個人負担となります。

※制度の対象となるもの、対象とならないもの、対象範囲等の詳細については、佐野市ホームページや市役所等に設置してある「被災者生活再建支援ハンドブック」をご確認ください。

※令和2年4月1日（水）から公費解体制度・自費償還制度の窓口が、みかもクリーンセンター2階（町谷町206-13）へ変更となります。

▶問合せ先 復興推進本部（公費解体担当窓口 市役所1階佐野市紹介スペース）

電話：86-9372（4月以降も変わりません。）

○居住の用に供する住宅の床下消毒について

住宅の床下消毒に係る以下の①、②につきまして、受付が令和2年3月31日（火）までとなりますので、申込みがお済みでない方におかれましては、お早めの申込みをお願いいたします。

①居住の用に供する住宅（貸家、集合住宅及び店舗併用住宅を含む）の床下消毒作業申込み

②消毒作業をご自身又は業者等に依頼して行われた方への補助（上限：1万円）

※①と②の併用はできません。

期限までに申請が間に合わない場合は、ご相談ください

▶相談・受付場所、問合せ先 消毒担当（市役所5階 東側フロア）電話：86-9511

○雑損控除による市・県民税の軽減について

災害により、住宅や家財、車両などに損害を受けたときは、雑損控除により所得税や市・県民税が軽減される場合があります。雑損控除の適用を受けるためには、確定申告または市・県民税の申告が必要です。

▶令和2年度 市・県民税の申告受付

受付期間：令和2年3月16日（月）まで

日程・会場は、「広報さの2月号」または「佐野市ホームページ」をご覧ください。

※申告期間中は、市民税課窓口での書類作成のための相談は行いません。

※収入が給与・年金のみの方は、市・県民税の申告会場でも確定申告が可能です。

それ以外の方の確定申告は、佐野税務署での相談・提出となります。

▶問合せ先 市民税課市民税係（市役所2階） 電話：20-3008

○介護に関する支援【介護保険利用料（利用者負担額）の免除期間を延長します】

台風第19号により被災された方の介護保険利用料（利用者負担額）の免除を、令和2年3月末まで延長いたします。

▶問合せ先 介護保険課介護サービス係（市役所1階） 電話20-3022

※各支援制度の詳細は2月3日（月）発行の『令和元年台風第19号被災者生活再建支援ハンドブック第3版』をご確認ください。【佐野市ホームページにも掲載しております。】

申請期限等が迫っている支援もありますので、今回の被災者生活再建支援のお知らせ（第5号）や前回配布（第4号）を再度確認いただき、申請漏れ等が無いようご注意ください。